

第 67 回 税 理 士 試 験 法 人 税 法

●はじめに

〔第一問〕

今年は2題形式での出題となったが、前回の本試験と異なり意義や要件など規定ベースの解答をする問題となった。

問1、問2ともに基本的な内容から応用・発展的な内容まで幅広い出題がされているため、意義など基本的な内容についてしっかりと規定ベースでの解答をすることにより基礎点を積み上げ、応用・発展的な内容については計算の知識などを活用することにより白紙を避けることにより合格ラインに達することができる。

〔第二問〕

今年は、個別問題での出題となった。

理論同様に基本的な論点から応用・発展的な論点まで幅広く出題されており、また、問題によっては解答にあたり注意を要する部分（準備金の積立方法が資産によって前期と当期と異なる点や入会金が資産計上されている点など）があるので、各問題でケアレスミスを最小限としつつ、得点を積み重ねていくことにより合格ラインに達する。

Z-67-D [第一問] 解答

問1 青色申告制度について

(1) 青色申告制度の適用要件

- | |
|---|
| ① 一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けること。2 |
| ② 一定の帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存すること。2 |

(2) 青色申告の承認が取り消されることとなる事実

- | |
|--|
| ① その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が法令で定めるところに従って行われていないこと2 |
| ② その事業年度に係る帳簿書類について税務署長の必要な指示に従わなかったこと2 |

※ 別解

- ① その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること
- ② 確定申告の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかったこと

(3) 青色申告法人にのみ適用される制度（租税特別措置法上の制度を除く。）

- | |
|----------------|
| ① 青色欠損金の繰越控除2 |
| ② 青色欠損金の繰戻し還付2 |
| ③ 青色申告書に係る更正2 |

問2

(1) 外国子会社配当益金不算入制度について

① 外国子会社の要件 [3]

内国法人が外国法人の発行済株式等（その有する自己の株式等を除く。）の25%以上を、その剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している等の要件を備えている外国法人をいう。

② 外国子会社に対して課された外国源泉税の取扱い [2]

外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける場合には、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

③ 外国子会社配当の一部が当該国で損金算入される場合の内国法人が受け取る配当についての課税関係 [2]

剰余金の配当等の額の一部が外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合のその剰余金の配当等の額は外国子会社配当益金不算入制度の適用はなく、益金の額に算入されるが、損金算入対応受取配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額のうち損金の額に算入された部分として一定の金額）をもって適用除外とされる配当等の額とすることができる。

(2) 外国税額控除制度について

① 外国法人税の意義 [2]

外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいう。

② 外国税額控除の対象とならない「外国法人税の額」

① 所得に対する負担が高率な部分の外国法人税の額 [2]

② 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額 [2]

③ 通常行われる取引と認められない取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額 [2]

※ 別解

① 法人税に関する法令の規定により法人税が課されない金額を課税標準として課される外国法人税の額

③ 外国税額控除適用後に、外国法人税の額が減額された場合の処理

外国税額控除適用事業年度開始の日後7年以内に開始する各事業年度に、その外国法人税の額が減額された場合には、その減額される部分の金額を減額に係る事業年度の控除対象外国法人税額から控除する。 [2]

減額に係る事業年度の控除対象外国法人税額から控除できない場合には、前3年以内の控除限度超過額からその控除できない金額を控除する。 [2]

また、上記により控除できない金額は減額に係る事業年度の翌事業年度以後2年以内の事業年度の控除対象外国法人税額から控除し、なお、控除できない金額は益金の額に算入する。 [2]

(3) 外国子会社合算税制について

① i 外国関係会社の意義³

外国法人で、居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者の株式等の保有割合が50%超のものをいう。

① ii 特定外国子会社等の意義³

外国関係会社のうち、本店の所在する国等におけるその所得に対して課される税の負担が、本邦における法人の所得に課される税の負担に比して著しく低いものをいう。

② 制度の適用を受ける内国法人の範囲

① 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が10%以上である内国法人²

② 直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合が10%以上である一の子会社グループに属する内国法人²

③ 適用除外基準とその意義（基準の意義及び業種が合って各¹）

適用除外基準		基準の意義	適用除外基準が業種によって異なる場合の代表的な業種
1	事業基準	株式の保有等を主たる事業とするもの以外であること	—
2	実体基準	その本店の所在する国等においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有すること	—
3	管理支配基準	その本店の所在する国等においてその事業の管理等を自ら行っていること	—
4	所在地国基準	その事業を主としてその本店の所在する国等で行っていること	製造業、小売業、不動産業など
	非関連者基準	その事業を主として関連者以外の者で行っていること	卸売業、銀行業、保険業など

(注) 特定外国子会社等の業種によって、判定する適用除外基準が異なるものについては、第4欄に記載すること。

▶解答への道◀

問1、問2ともに該当する理論マスターから意義、要件等を正確に記載することが必要となる。

問1

- (1) 青色申告制度の適用要件については、所轄税務署長に承認を受けることに加えて、帳簿の備え付け等についても記載することが必要となる。
- (2) 青色申告の承認の取り消しのうち、別解②については、国税庁HP（「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」）に記載がある以下の内容を含めて記載しても別解として認められると想定される。

法第127条第1項第4号の規定による取消しは、2事業年度連続して期限内に申告書の提出がない場合に行うものとする。この場合、当該2事業年度目の事業年度以後の事業年度について、その承認を取り消す。

問2

外国子会社合算課税の適用除外基準については、理論マスターの適用除外の部分を各項目に区分して解答することになる。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

問1は、理論マスターに記載されている内容から(1)の適用要件、(3)の青色申告法人にのみ適用される制度を得点して欲しい。

問2は、(1)の外国子会社配当についての①、②、(2)の外国税額控除制度の②のうちマスターに記載のある項目について正解をしたうえで、(3)については計算の知識を使って、①、②を簡単にでも記載することにより部分点を少しでも積み上げる必要がある。

ボーダー 26点以上

合格確実 34点以上

Z-67-D [第二問] 解答

(問1)

工事名	税務上調整すべき金額 若しくは強制適用されない理由	計算過程
甲 ²	完成工事高計上もれ 708,000,000円(加算・留保) 完成工事原価計上もれ 600,000,000円(減算・留保)	(1) 甲工事 $1,200,000,000 \times \frac{240,000,000 + 600,000,000}{960,000,000 + 40,000,000} (0.84)$ -300,000,000=708,000,000
乙 ²	工事の請負の対価の額が10億円以上でないため。	(2) 丙工事 $\frac{218,900,000}{1,100,000,000} = 0.199 < 20\%$ (3) 丁工事 $1,620,000,000 \times \frac{285,120,000}{1,296,000,000} (0.22) = 356,400,000$
丙 ²	当期末において、工事進行割合が20%未満であるため。	
丁 ²	完成工事高計上もれ 356,400,000円(加算・留保) 完成工事原価計上もれ 285,120,000円(減算・留保)	
戊 ²	当期末において、工事の着手の日から6月を経過していないため。	

(問2)

税務上調整すべき金額	計算過程
1. 個別貸倒引当金に関する事項 個別貸倒引当金繰入超過額 1,000,000円 (加算・留保) 2	(1) 繰入限度額 $(15,000,000 - 2,000,000) \times 50\% = 6,500,000$ (2) 繰入超過額 $7,500,000 - 6,500,000 = 1,000,000$
2. 一括貸倒引当金に関する事項 一括貸倒引当金繰入超過額 972,250円 (加算・留保) 2 一括貸倒引当金繰入超過額認容 429,626円 (減算・留保) 2	(1) 貸倒実績率による限度額 ① 一括評価金銭債権 $(120,000,000 + 11,000,000) + (230,000,000 - 15,000,000) + 36,000,000 + (11,950,000 - 100,000) + (22,300,000 - 10,000,000 - 3,000,000 - 2,000,000) + (300,000,000 + 708,000,000 - 120,000,000 - 540,000,000) + (356,400,000 - 300,000,000)$ $= 805,550,000$ ② 貸倒実績率 $\frac{(3,250,000 + 5,821,000 + 2,500,000) \times \frac{12}{36}}{(662,998,000 + 926,344,000 + 749,429,000) \div 3} = 0.00494\dots \rightarrow 0.0050$ ③ 繰入限度額 2 $805,550,000 \times 0.0050 = 4,027,750$ (2) 法定繰入率による限度額 ① 一括評価金銭債権 805,550,000 ② 実質的に債権とみられないものの額 イ 原則法 (イ) $25,000,000 > 20,000,000 \therefore 20,000,000$ (ロ) $4,000,000 < 8,000,000 \therefore 4,000,000$ (ハ) $300,000,000 + 708,000,000 - 120,000,000 - 540,000,000 = 348,000,000 > 100,000,000 \therefore 100,000,000$ (ニ) $356,400,000 - 300,000,000 = 56,400,000 < 150,000,000 \therefore 56,400,000$ (ホ) $(イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) = 180,400,000$ コ 簡便法 $805,550,000 \times \frac{216,564,000 + 174,560,000}{926,344,000 + 749,429,000} (0.233) = 187,693,150$ ハ イ < コ $\therefore 180,400,000$ ③ 繰入限度額 $(805,550,000 - 180,400,000) \times \frac{6}{1,000} = 3,750,900$ (3) (1) > (2) $\therefore 4,027,750$ 2 (4) 一括貸倒引当金繰入超過額 $5,000,000 - 4,027,750 = 972,250$

(問3)

税務上調整すべき金額	計算過程及び美術品にあつては非減価償却資産に該当する理由
<p>機械装置に関する事項</p> <p>(1) 減価償却に関する事項</p> <p>減価償却超過額</p> <p>1,080,847円 (加算・留保)</p> <p>(2) 特別償却に関する事項</p> <p>特別償却準備金取崩不足額</p> <p>1,400,000円 (加算・留保)</p> <p>特別償却準備金積立</p> <p>1,400,000円 (減算・留保)</p> <p>特別償却準備金積立超過額</p> <p>1,425,000円 (加算・留保)</p>	<p>(1) 減価償却</p> <p>① 償却限度額</p> <p>イ 総合工事業用設備G</p> <p>(イ) $25,330,667 \times 0.286 = 7,244,570$</p> <p>(ロ) $28,000,000 \times 0.08680 = 2,430,400$</p> <p>(ハ) (イ) \geq (ロ) $\therefore 7,244,570$</p> <p>ロ 総合工事業用設備H</p> <p>(イ) $(33,000,000 + 250,000) \times 0.286 = 9,509,500$</p> <p>(ロ) $(33,000,000 + 250,000) \times 0.08680 = 2,886,100$</p> <p>(ハ) (イ) \geq (ロ) $\therefore 9,509,500 \times \frac{10}{12} = 7,924,583$</p> <p>ハ $7,244,570 + 7,924,583 = 15,169,153$</p> <p>② 償却超過額</p> <p>$(7,000,000 + 9,000,000 + 250,000) - 15,169,153 = 1,080,847$</p> <p>(2) 特別償却</p> <p>① 特別償却準備金取崩不足額 (総合工事業用設備G)</p> <p>$7,000,000 \times \frac{12}{60} - 0 = 1,400,000$</p> <p>② 特別償却準備金積立超過額 (総合工事業用設備H)</p> <p>$11,400,000 - (33,000,000 + 250,000) \times 30\% = 1,425,000$</p>
<p>美術品に関する事項</p> <p>減価償却超過額</p> <p>179,925円 (加算・留保)</p>	<p>Iに関する事項</p> <p>(1) 償却限度額 $750,000 \times 0.250 = 187,500 \geq 750,000 \times 0.07909 = 59,317$</p> <p>$\therefore 187,500 \times \frac{10}{12} = 156,250$</p> <p>(2) 償却超過額 $156,250 - 156,250 = 0 \therefore$ 処理なし 1</p> <hr/> <p>Jに関する事項</p> <p>時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものに該当するため、非減価償却資産に該当する。1</p> <hr/> <p>Kに関する事項</p> <p>取得価額が200,000円以上であり、平成28年3月期に減価償却資産の再評価を行っていないため、非減価償却資産に該当する。1</p>

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社外流出
加 算	減価償却超過額 (G・H) ①	1,080,847	1,080,847	
	特別償却準備金取崩不足額①	1,400,000	1,400,000	
	特別償却準備金積立超過額①	1,425,000	1,425,000	
	減価償却否認 (美術品) ①	179,925	179,925	
減 算	特別償却準備金積立 ①	1,400,000	1,400,000	

【別表五 (一) 利益積立金額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
特別償却準備金	7,000,000		1,400,000	① 8,400,000
特別償却準備金積立	① △7,000,000		△1,400,000	△8,400,000
機械装置G・H			1,080,847	① 1,080,847
特別償却準備金積立超過額等			1,425,000	① 1,425,000
			1,400,000	1,400,000
美術品			179,925	① 179,925

(問4)

税務上調整すべき金額	調整を要する理由及びその計算過程
未払使用人賞与否認 21,000,000円(加算・留保) 1	(1) 賞与 支給予定日が到来しておらず、通知事業年度の終了の日の翌日から1月以内に支払がされていないため、調整を要する。 1
前払費用計上もれ(備船料) 12,000,000円(加算・留保) 1	(2) 備船料 浚渫工事に係る収益が当期に計上されていないため、対応する原価についても当期の損金の額に算入されないため、調整を要する。 1
積立保険料計上もれ 2,800,000円(加算・留保) 1	(3) 保険料 養老保険で受取人が当社のため、調整を要する。 1
繰延資産償却超過額 3,500,000円(加算・留保) 1	(4) 権利金(繰延資産) $3,600,000 - 3,600,000 \times \frac{8}{\text{※}24 \times 12} = 3,500,000$ $\text{※}35 \times \frac{7}{10} = 24 \text{年}$
前期仮払交際費否認 150,000円(加算・留保) 1	(5) 仮払交際費 交際費は接待行為が行われた時点で認識するため、調整を要する。
前払費用計上もれ(負担金) 100,000円(加算・留保) 1	(6) 修繕費負担金(前払費用) 修繕工事が当期に行われていないため、調整を要する。 1
ゴルフクラブ入会金過大計上 2,000,000円(減算・留保) 1	(7) Mゴルフクラブ入会金 個人会員として入会しており役員給与となるため、調整を要する。 1
役員給与の損金不算入額 2,120,000円(加算・流出) 1	(8) 役員給与 $120,000 + 2,000,000 = 2,120,000$
棚卸資産計上もれ 340,000円(加算・留保) 1	(9) 会議費(棚卸資産) $80,000 + 260,000 = 340,000$
交際費等の損金不算入額 1,216,000円(加算・流出) 1	(10) 交際費 ① 支出交際費 $(9,400,000 - 540,000 - 300,000 + 250,000 - 200,000 - 150,000 - 120,000) + 400,000 + 36,000 + 180,000 + 260,000 = 9,216,000$
交際費等の損金不算入額 1,216,000円(加算・流出) 1	② 損金不算入額 $9,216,000 - 8,000,000 = 1,216,000$ $\text{※} \frac{8,000,000 \times \frac{12}{12}}{12} \text{ 1 } > 6,950,000 \times 50\% \therefore 8,000,000$
原価算入交際費 34,305円(減算・留保) 1	③ 原価算入交際費 $1,216,000 \times \frac{260,000}{9,216,000} = 34,305$

▶解答への道◀

【第二問】

問1 工事の請負

1. 工事進行基準が強制されない場合

長期大規模工事で次の(1)又は(2)に該当するものの長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額は、ないものとするができる。

(1) 事業年度終了時において、その着手の日から6月を経過していないもの

(2) 事業年度終了時において、その進行割合が20%未満のもの

丙工事は(2)に該当し、戊工事は(1)に該当するため、それぞれ工事進行基準は強制適用されない。

問2 債権等

1. 一括評価金銭債権

資料1に関する完成工事未収入金は含まれていないため、資料1の甲工事の前期別表調整された完成工事未収入金並びに問1の処理により税務調整された甲工事及び丁工事の完成工事未収入金から、各工事に係る未成工事受入金を控除した金額を一括評価金銭債権に含める。

2. 貸倒実績率

貸倒実績率の分子には、当期首前3年以内に開始した各事業年度の貸倒損失の額の他、売掛債権等に対する個別貸倒引当金の繰入額も含める。なお、本問では前期の個別引当金が売掛債権等に対するものであるか否かが明確ではないが、試験委員の意図を考慮し、分子の金額に含めることとした。

3. 法定繰入率

建設業を行う法人の法定繰入率は、1,000分の6である。

問3 減価償却・特別償却

1. 取得価額

一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額は、固定資産の取得価額に算入しないことができる(基通7-3-3の2)。

2. 特別償却準備金

特別償却準備金の積立不足額は、翌1年間に繰り越して、特別償却準備金として積み立てることが認められている。

特別償却準備金は積立事業年度別に、積立事業年度の翌事業年度から取り崩す。したがって、前期に積み立てた7,000,000円について取崩しを行う。なお、取崩期間は機械装置Gの耐用年数が7年であるため60月である。

機械装置Hについては、損金経理により特別償却準備金を積み立てているため、別表五におけ

る「特別償却準備金」や、別表四及び五における「特別償却準備金積立」の調整はない。

3. 美術品

(1) 平成26年12月の基本通達等の改正により、平成27年1月1日以後に取得する美術品等について、その取得価額が1点1,000,000円以上のもは原則、非減価償却資産とされ、1,000,000円未満のもは原則、減価償却資産とされた。なお、美術品の償却方法は(旧)定額法又は(旧)定率法であり、法定償却方法は(旧)定率法である。

したがって、Iについては、平成27年1月1日以後に取得した、取得価額1,000,000円未満の美術品であるため、減価償却を行う。当社は償却方法の選定及び届出をしていないため、法定償却方法の定率法で償却を行う。

なお、取得価額が1,000,000円未満であっても、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものは非減価償却資産とされる。

したがって、Jについては非減価償却資産に該当する。

(2) 平成27年1月1日前に取得した美術品については、原則改正前の取扱いとされ、その判定を1,000,000円でなく、200,000円で行う。

ただし、改正前の判定基準で非減価償却資産とされた美術品について、適用初年度(平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度)に1,000,000円をもとに減価償却資産か否かの再判定を行い、減価償却資産に該当した場合は、その適用初年度以後の各事業年度において減価償却を行うことができる。

本問のKについては、平成27年1月1日前に取得した取得価額200,000円以上の美術品であるため、非減価償却資産に該当する。なお、適用初年度である平成28年3月期において再判定をしておらず、当期に再判定しているため、取得価額が1,000,000円未満であるが、減価償却資産として償却を行うことはできない。

問4 その他

1. 使用人賞与の損金算入時期

支給予定日が到来していない賞与であっても、「①支給額を各人別に通知」「②通知事業年度の終了の日の翌日から1月以内に支払」「③通知事業年度に損金経理」の3要件を満たすことにより、損金算入が認められる。

本問では②の要件を満たさないため、損金算入が認められない。

2. 備船料

浚渫工事に係る備船料は工事収益に係る原価となるため、収益との個別対応により損金の額に算入される。したがって、短期前払費用として全額当期の損金の額に算入する処理は認められない。

3. 保険料

定期付養老保険につき、養老保険に係る保険料と定期保険に係る保険料とに区分されている場合は、それぞれの保険料についてそれぞれに準じた取扱いをすることになる。

したがって、養老保険分2,800,000円について、保険金の受取人が当社であるため、全額資産計上をする。

4. 地代家賃

前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める(基通2-2-14)。

したがって、1,200,000円全額が損金の額に算入される。

5. 借家権利金

建物を賃借する際の権利金であり、繰延資産に該当する。他へ転売可能なため、償却期間は見積耐用年数の10分の7となる。

6. 同業者団体の会費

同業者団体の通常会費は原則支出事業年度に損金算入される。一方、その他の費用(本問では特別会費)については、原則前払費用とし、同業者団体がその支出をした日にその費途に応じて前払費用を各費用に振り替える。

したがって、会員相互の懇親費用は当期の交際費となるが、修繕費負担金は、その工事が翌期に行われるため、当期においては前払費用として処理する。

7. ゴルフクラブ

ゴルフクラブの入会金は、法人会員の場合は原則資産計上とし、個人会員の場合は原則その者に対する給与となる。なお、個人会員として入会した場合であっても、法人会員制度がなく業務遂行上必要な場合は資産計上とするが、本問では無記名式の法人会員制度があるため、原則どおり給与となる。また、本問では会計上入会金は資産計上されているため、給与となるMゴルフクラブの入会金につき調整を要する。

年会費については入会金が資産計上された場合は交際費として、入会金が給与とされた場合は給与として取り扱うため、Lゴルフクラブの年会費は交際費に、Mゴルフクラブの年会費は代表取締役Yに対する給与となる。なお、Mゴルフクラブの年会費は定期同額給与となり、不相当に高額な部分の金額に関する資料がないため、損金算入される。

8. 会議費

建設業を営む当社がマンション建設に当たり周辺住民の同意を得るために支出した費用は棚卸資産の取得価額に含まれる。なお、観劇に招待した費用は交際費となるため、原価算入交際費の調整が必要となる。

9. 交際費

- (1) 記念式典に招待した出席者から受領した祝い金は、交際費勘定から減額することはできない。
したがって、交際費から減額された祝い金250,000円は支出交際費等の計算上加算する。
- (2) 法人の工事現場等において、下請企業の従業員等がその業務の遂行に関連して災害を受けたことに伴い、その災害を受けた下請企業の従業員等に対し自己の従業員等に準じて見舞金品を支出するために要する費用は交際費等に該当しないものとする（措通61の4(1)-18）。
したがって、見舞金200,000円は支出交際費等に含まれない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

各問とも基本論点と応用論点が入り混じって出題がされていたため、基本論点を確実に得点することが重要となる。問2や問4についてはボリュームが多いが、最後まで諦めず、確実に得点できる箇所を探して解答できたかどうか及び問題文をしっかりと読み、ミスなく解答を作成できたかどうかポイントとなる。

ボーダー 27点以上

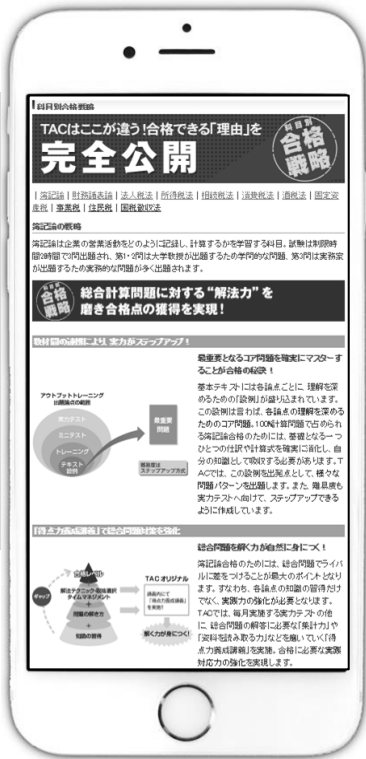
合格確実 35点以上

●おわりに

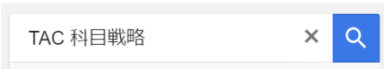
第一問については、理論マスターで覚えた規定をもとに確実に基礎点を取り、応用論点について、計算の知識で解答を埋められたかどうかポイントとなる。

第二問については、ケアレスミスなく得点を重ねられたかどうかポイントとなる。

理論と計算の合計点として53点程度がボーダーライン、69点程度が合格確実ラインと思われる。



TACの取り組みを公開！ 最短ルートで合格を目指すなら 「科目別合格戦略」



http://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/

平成29年度(67回) 税理士試験

5科目合格祝賀会



平成28年度(東京会場) 東京ドームホテル

TACでは、合格者の皆様のご健闘を称えるとともに合格を祝しまして、全国(東京・名古屋・大阪・広島・福岡)で合格祝賀会を開催を予定しております。合格祝賀会の詳細は12月以降、TACホームページにて情報を公開いたします。TAC講師・スタッフ一同、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

東京会場

ホテルニューオータニ
2018年1月6日(土)開催決定!

東京・名古屋・大阪・広島・福岡で開催予定
詳細は12月にTACホームページ公開!